

一般社団法人西日本泌尿器科学会利益相反委員会規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という。）の利益相反委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条（利益相反委員会の目的）

委員会は、この法人の会員（以下「会員」という。）及び役員にかかる利益相反を適切に管理して、適正な産学連携活動の推進に資することを目的とする。

第3条（利益相反委員会の業務内容）

委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 西日本泌尿器科学会利益相反指針及び細則の制定及び改廃
- (2) 理事会と連携して、西日本泌尿器科学会利益相反指針及び細則の定めに則り、会員及び役員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応
- (3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第4条（構成）

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 西日本泌尿器科学会の会員のうち准教授または講師から若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

第5条（委員の選任）

- 1 委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

第6条（委員の任期）

- 1 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（委員長および副委員長）

- 1 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
- 4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条（委員会の開催，議決）

- 1 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第9条（委員以外の者の出席）

- 1 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

第10条（庶務）

委員会の庶務は、西日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第11条（規則の変更）

本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、令和3年11月5日から施行する。